

◎新潟県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県村上市大須戸字上沢865の子6・865の丑5・865の卯6・865の辰5・865の辰6・865の巳5・865の巳6・865の未6・865の未9・865の酉4・865の亥4（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、865の子5、865の寅5、865の卯5、865の午6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）